

養育費に関する法務省令の概要

令和6年11月～	養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会	令和7年12月
令和7年7月	第4回会議において、省令案取りまとめ	法務省民事局
令和7年9～10月	パブリック・コメント手続（→363件の意見 ※個人351件、団体12件）	
令和7年10～11月	第5回・第6回会議において、寄せられた意見を踏まえた検討	
令和7年12月12日	省令の制定	

法定養育費に関する省令

<法改正前>

【民法766条の3】

養育費の支払を請求するためには養育費の額につき取決めが必要

<法改正後>

取決めがなくても、離婚時から一定額の法定養育費を請求することができる

法定養育費の額

=「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」

省令の内容

月額2万円に子の数を乗じて得た額

※例 子が2人の場合…月額4万円
子が3人の場合…月額6万円

養育費債権の先取特権に関する省令

【民法308条の2】

<法改正前>

養育費の取決めがあっても、支払義務者の財産を差し押さえるためには債務名義(公正証書や調停調書など)が必要

<法改正後>

養育費債権のうち一定額に先取特権(優先権)を付与

一定額までは、債務名義がなくても財産を差し押さえることができ、かつ、
他の一般債権者に優先して弁済を受けることができる

先取特権が付与される額

=「子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して…

子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」

省令の内容

月額8万円に子の数を乗じて得た額

※例 子が2人の場合…月額16万円まで
子が3人の場合…月額24万円まで

附則

- 民法等改正法と併せて、**令和8年4月1日施行**
- 省令の施行後、省令の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる